

# 広報いずみざき

		（毎月5日発行）		春	由	井	笠	者	集	編
		前	月	場	村	崎	泉	室	民	行
		1.085	1.085	所	役	村	ワ	所	所	所
		2.659	2.659	印	刷	印	タ	所	所	所
		2.750	2.750	所	所	所	バ	所	所	所
		5.409	5.409	所	所	所	ベ	所	所	所
動	の	本	月	民	村	世	帯	数	男	女
き	の	1.085	1.085	口	口	口	口	計	計	計
の	の	2.661	2.661	人	人	人	人			
動	の	2.752	2.752	口	口	口	口			
の	の	5.413	5.413	口	口	口	口			

## 四月二十五日は 知事選挙

任期満了となる県知事選挙が、次ぎのとおり行なわれることになりました。有権者の皆さんが、ひとりひとりの声を県政に反映させる大切な選挙であります。選挙は、いつも明るく、そして棄権しないで、正しい一票を生か

## 春の火災予防 運動はじまる

春の火災予防運動を全国的に二月二十九日から三月十三日まで実施されます。これからの時期は概して降雨量も少なく、空気も乾燥し、季節風もあるなど火災発生にもっとも危険な季節です。お互に台所その他

しましう。  
投票日 四月二十五日（水）  
みんなの県政、みんなの政治  
もし投票当日やむを得ない用務のため投票所で、投票出来ない方は三月十一日から四月二十四日までの間に不在者投票が、役場で出来ますので棄権をしないで投票して下さい。

の火の取扱場所及び火を誘発する器具の取扱に充分注意し、発生の防止に努められるようお願いいたします。  
この運動期間の前半の七日間は特に車輛、林野火災の防止を重点に行いますが、林野火災の重大原因は大部分が、入林者の不注意による人為的なものと思われれます。タバコの吸がら、たき火の不始末などで、森林内における火の取扱いにも充分注意されますようお願いいたします。  
火を使う人なら、だれにもできる火の始末。健康で明るい家庭を先づ火災防止で築きましょう。

## 村道整備事業の 工事竣工検収なる

去る十月五日並びに十二月十七日入札に附した村道舗装並びに側溝整備、改良工事が完了いたしましたので、去る二月五日村議会土木常任委員と地元代表者の立会竣工検査を実施いたしました。その結果は設計通りに完成されましたので、これが村に引渡を完了されました。工事の完了されました道路名は次の通りです。

- 記
- その一（道路舗装工事）  
一、路線名 小田川～太田川線  
二、延長 二九五・五米  
三、請負額 金一九〇万円  
四、請負人 共栄工務店
- その二（側溝整備工事）  
一、路線名 泉崎駅前線  
二、延長 四四・五米  
三、請負額 金三二万五千円  
四、請負人 共栄工務店
- その三（舗装整備工事）  
一、路線名 踏瀬町中線  
二、延長 三七三米  
三、請負額 金二〇〇万円  
四、請負人 三金興業株式会社
- その四（舗装整備工事）  
一、路線名 新宿～中の内線

- 二、延長 二七〇米  
三、請負額 金六百七十万円  
四、請負人 共栄工務店
- その五（道路改良工事）  
一、路線名 山寺線  
二、延長 六一八米  
三、請負額 金三百二十九万円  
四、請負人 白棚建設K・K
- 中村 朝治  
佐藤 忠吉



【写真説明】  
舗装工事が終りつぱになつた村道踏瀬町中線

## 村道改良工事 舗装工事請負契約なる

- 去る二月五日に第五回目の村道改良工事並びに村道舗装工事の入札を行ないました。その内容は次のとおりであります。
- 記
- ◇ 舗装工事（その一）  
一、路線名 泉崎入口線（新道）  
二、延長 八七米  
三、路線名 高屋線（川畑地内）  
四、延長 八〇米  
五、請負額 金壹百一十二万円  
六、請負人 共栄工務店
- ◇ 舗装工事（その二）  
一、路線名 中学校線  
二、延長 一九八米  
三、請負額 金壹百二十六万円  
四、請負人 三金興業K K
- ◇ 道路改良工事（その一）  
一、路線名 新宿～中の内線  
二、延長 三七四・七米  
三、請負額 金二百六十二万円  
四、請負人 白棚建設K・K
- ◇ 道路改良工事（その二）  
一、路線名 瀬知房～松倉線  
二、延長 一八三米  
三、請負額 金壹百四十一万円  
四、請負人 共栄工務店
- 以上の五路線の四契約です。

# 村民便利コーナー

先月に引き続き、今月は社会福祉関係について書きました。皆さんからこのコーナーについて、ご希望やご意見などお寄せ下さい。係では種々検討して、皆さんのお役にたてたいと念願しております。

## ◇ 社会福祉

住民課では、生活に困っている人々のいっさいの相談を受けて、いろいろの援助をしております。また、身体障害者、精神薄弱者老人福祉、児童福祉、母子家庭のことがらについても相談を受け、いろいろの援助をしております。

### ◎くらしや子供相談

民生（児童）委員

民生委員は本村に一六人おりそれぞれの担当区域内で、生活に困っている人、からの不自由な人などからの相談に応じています。民生委員は民間の奉仕者であり、厚生大臣から委嘱されている。

### ◎生活保護を受けたいときは

家族の収入全部あわせても生活に困るときは、生活保護法による各種の扶助が受けられます。民生委員に相談ください。扶助の種類は、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭などとなっています。

### ◎世帯更生資金を借りたい人は

の 印鑑  
請求手続する場合、持参するも

## 世帯更生資金一覧

資金の種類		貸付制度	据置期間	償還期間
更生資金	生業費	円以上	1年以内	6年以内
	支度費	150,000		
	技能習得費	25,000		
身体障害者更生資金	生業費	月額 2,500	6カ月以内	8年以内
	支度費	150,000		
	技能習得費	25,000		
生活資金	生活費	月額 7,500	6カ月以内	5年以内
	出産費	8,000		
	葬祭費	10,000		
住宅資金	改修費	200,000	6カ月以内	6年以内
	転宅費	18,000		
修学資金	修学費	月額 1,500	6カ月以内	8年以内
	就学支度費	15,000		
療養資金		100,000	6カ月	5年以内
災害援護資金		150,000	1年	6年以内

収入が特にひくい世帯で事業を始めたり、仕事を修得するのに資金が必要な場合、借られる制度です。民生委員に相談し、社会福祉協議会（住民課内）に手続をしてください。

## ◇ 児童福祉

◎十八才未満の児童を三人以上養育しており、その内一人以上が義務教育終了前（現在は五才未満）の児童であること。

手当の額は、三人以上の児童のうち出生順にかぞえて三人目以降の児童（現在五才未満）のもの一人につき、月額三千円支給されます。

支給は毎年度、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月迄の分を支払います。支給を受けるためには、村長に認定請求の手続きをとってください。

## ・ 社会保険証

◎母子福祉資金を借りたいとき  
母子家庭や児童だけの家庭で生活に困っている場合、その家庭の経済的自立と児童の福祉を図るため貸付ける資金です。申込は住民課へ

### ◎貸付資金の種類

事業開始資金、事業継続資金  
修学資金、技能修得資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金  
転宅資金、就業支度資金、療養資金、結婚資金、生活資金

## ◇ 老人福祉

### ◎身よりのないお年寄りに

身体上、精神上、もしくは環境上の理由および経済的理由によって、家庭で養護をうけることのできない等の方は住民課にご相談ください。

### ◎長寿をお祝いして

七〇才以上で、本村に一年以上住んでいるお年寄りの方々に八月十日に敬老年金を差しあげております。

その支給額は  
七〇才～七五才未満 一千元  
七五才～八〇才未満 二千元  
八〇才以上 三千円  
現在の支給額について検討中です。

### ◎老人クラブ

老人が地域ごとに集まって、教養の向上、健康の増進、レクリエーションおよび地域社会との交流をはかっています。本村の老人クラブは次のようになっています

(クラブ名) 会員数

・高屋老人クラブ 三三名

・踏瀬 三九名

・宿館 六八名

・原方部 三九名

・関和久 七七名

・瀬知房 七八名

・北平山 六九名

・大田川 四〇名

以上八単位の老人クラブがありこの単位クラブの連合組織として泉崎老人連合クラブがあり、各単位の会長は連合クラブの役員となります。



### 下宿地内に 防火貯水槽完成

かねて地域住民の待望の防火貯水槽は、大字泉崎字下宿八五番地昌建寺前に完成しました。  
この工事は、役場前の菊地昭氏の請負施行によるもので請負額は三万五千円であります。  
これで公設の貯水槽は村内二ヶ所となり、年々消防体制は強化拡充されてまいります。  
更らに予防消防と火災防止にご協力をお願いします



### 米国の農業とは

海外派遣研修報告から

昨年八月十八日から十五日間、米国のカルフォルニア州の農業経営研修に、村内から参加されたかたの研修報告書を頂戴しましたのでそのうちから、二、三を紹介いたします。

#### ★ その一

高木花き園芸農場（日系二世）

- 所在地 サニイベル
- 作 目 菊専門（黄四〇%、白四〇%、ピンク二〇%）

- ・ガラス室及びビニールハウス
- ・栽培面積 四〇エーカー（一エーカー四〇アール）年三回利用
- 冬は大菊、夏は小菊を栽培している。労働者は九人、薬剤散布は三回、立枯病、ダニ、スリップスの防除。肥料は液肥（化学肥料）

の外に骨粉を使う。土壌はF一八〇度、二一〇度三時間消毒する。苗はさし芽で育成して毎週三万本定植し三万本出荷（一本仕立）

- ・出荷販売方法  
週三回出荷、飛行機でワシントンやニューヨークの特約店に送る。委託販売方式、手数料、送料を含めて二〇%支払う。

栽培計画は年度始めに特約店と充分協議して樹立、計画変更の時点も特約店と協議して決める。  
収穫高（この国の人は収入について明確に教えてくれない）  
昨年度は一七、二〇万ドル、労賃が年と共に高くなるので昔は人件費である。（労賃の安いメキシコ人を雇用）

労賃は、合衆国の定めにより最低一時間一ドル六五セントであるが労力確保のため二ドル払う。  
今後の問題点

- (1) 労働力不足（高賃金を支払う）
- (2) 後継者がいない（若者が都市に集中している）

#### ★ その二

内田農場（別名グリーンハウス）

内田十郎氏経営（日系二世）

- 所在地 サリナス市
- 作 目 カーネーション専門  
（白色四〇%、赤色二五%、その他三五%）

- ・経営面積 一〇六エーカー
- ・内ハウス面積一二、五エーカー
- ・苗は専門家から購入（一本八、九セント）
- ・労働力六五人（夏の多い時で八〇人）
- ・収入 年間一五〇万本×七セント  
平均一五、二〇%純収
- ・三年間に一回植替える。一本から年間一七本切る。
- ・肥料は総て、液肥使用、一エーカー五分で施肥、灌水が同時に終る。なお、地価は一エーカー五〇〇〇ドルだという。
- ・運営方式

- ・ボスの仕事  
販売方法、栽培の全体計画、栽培技術研究、労働者細分対策など
- ・ホームの仕事  
（温室を四分するので、ホームは四人いる）
- ・担当区域の管理、労働者の管理  
ボスへの定時報告
- ・販売方法  
ニューヨーク、ワシントンの特約店に送る。地方にも出荷するが量は少ない。白色の花を必要に応じて染色して出荷する。  
特約店以外は、各地の市場の情報で電話で収集する。  
この情報の収集がボスの最大の仕事である。

#### ★ その三

内田善一郎農場（グリーンハウスの内田十郎氏の実兄）

所在地 サリナス市

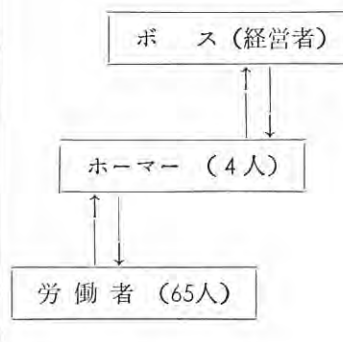
- ・作 目 カーネーション専門
- こゝでは栽培のことについては勉強せず、花きに対する今後の考え方を質問する。

花きはサンフランシスコ市近郊に産地があったが、公害問題及び労働力の問題で南下し、日中高温夕方霧がかかるサリナス市に産地が移動した。今後は気候が良く低賃金であるメキシコ国に移るであろうし（地価サリナスの二十分の一、賃金二十分の一）その準備も出来ているとのこと。また、農業に対する考え方については、日本は観光と工業の国であると前おきして……。

- (1) 知意（アイデア）と組織が必要である。
- (2) 企業的感觉が必要である。
- (3) 企業拡大は常に進出でき得る。消費地、消費層、消費させる工夫を研究し、解決し、実行すべきである。

次に日本農業に対する意見については

- (1) 日本の農民は他力本願である。
  - (2) 日本においても経営拡大は可能である。それには農業者の団結である。
  - (3) 日本の農業者は金の使い方が下手である。
  - (4) 日本の農業者は常に世界の移り変りを研究する必要がある。
  - (5) 日本はアメリカのマーケットである。
- ◎内田氏は以上のような話を話してくれた。





### お知らせ

#### コーナー

白河税務署だより

### 青色申告の申請を

青色申告には、昭和四十七年から新設見込みの青色申告控除のほか三十余の特典があり、税金が安くなるうえ、事業の発表に役立ちます。

今、所得金額が百五十万円、妻と長男が事業専従者として年間給与額それぞれ三十五万円、扶養親族は子供二人の場合、青色申告をしている人の所得税額は一万三千五百円ですが、青色申告をしていない人は六万二千八百円になります。ことしから青色申告をしようとする人は、三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

### 所得税、贈与税の申告と納税は三月十五日まで

所得税と贈与税の申告と納税は三月十五日(水)までです。申告書の書き方は、税務署からお届けしている「所得税の確定申告の手引き」や「贈与税の申告のしかた」などに説明してあります。が、わからない点は、ご遠慮なく税務署でご相談ください。

### 国民年金の手続きを

#### お忘れなく!

国民年金のいろいろ届出は、自分で役場に届出ることが原則となっています。国民年金の加入者の権利を守るためには、どういう場合にもどのような届出が必要であるか、また、正しい手続きのしかたはどうなのか知っておく必要があります。

### 加入するとき、脱退するとき

国民年金には、法律に定められた要件に該当すれば、必ず加入しなければならぬ人(強制加入被保険者)と、本人の希望によって加入できる人(任意加入被保険者)とがあります。

二〇才になったとき、大学卒業

したとき、会社をやめたときなどは、強制加入となりますので、国民年金被保険者資格取得届を出さなければなりません。反対に会社に勤めることになった人は、国民年金をやめることとなりますので、国民年金被保険者資格喪失届を出さなければなりません。会社の奥さんなどで国民年金に任意を希望する人は、「国民年金被保険者資格取得届」を出していただくこととなります。

### 所得比例に加入するとき

国民年金には所得比例制度があります。これは、四五〇円の定額保険料のほかに、月三五〇円の所得比例保険料を納めて、将来より高額の年金をうけることができるようにするためのものです。この所得比例保険料を納めることができる人は、所得のある人ですが、農業や商工業などの自営業者の家族で、その営業に専従する人たちは、所得がなくても加入できます。

### 氏名住所の変更をしたとき

新しく他の市区町村から転入してきた人や市町村内で住所を変えた人、また結婚その他の理由で氏名が変わった人は、それぞれ「国民年金被保険者住所、氏名変更届」を出して下さい。

### 保険料の免除をうけるとき

国民年金の保険料の免除は、生活保護を受けている場合など法律に定められる要件にあてはまれば届出をするだけで免除される場合(法定免除)と、納められない事由を書いた申請書を出して、県知事の承認によって免除される場合(申請免除)とがあります。

### 年金をうけるとき

拠出制の国民年金は、皆さんの老令、廃疾、または死亡について必要な給付を行います。老令、通算老令、障害、母子、準母子、寡婦の各年金をうけようとするときは、各年金裁定請求書を、死亡一時金を受けようとするときは、死亡一時金裁定請求書を出して下さい。以上の届出に必要な用紙は役場にありますので、決められた届出はすみやかに行って自分の国民年金の権利を大切にしましょう。

二輪、小型特殊、原付自転車の免許試験を昭和四十七年三月一日から実施することになりました。よって従来行ってきた免許種別ごとの試験日は次表のとおり変更することになりましたからお知らせいたします。(泉崎在所)

種別	曜日	月						
		日	土	金	木	水	火	日
二免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○
一免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○
二免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○
一免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○
二免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○
一免種許	大普	○	○	○	○	○	○	○
	ん殊	○	○	○	○	○	○	○

※(1)印は試験を行なう日です。(2)自動二輪免許は技能試験も行ないません。

- (3)限定解除はそれぞれの種別ごとの試験日に併せて行ないません。
- (4)土、日、祝祭日は試験がありません。(次号につづく)

**家庭の日**  
毎月第三日曜日

▽印鑑の登録について

このことについて二月十五日付で掲載いたしました注意事項欄の届出ですが、更らに追加します。新規登録及び改印届は、必ず本人が行なうことです。本人以外は受付いたしません。但し、証明書の申請及び交付は都合では代理人でもよい(この場合は本人の書いた委任状に二〇〇円の収入印紙貼付して出すこと)このようにいたして下さいますのでご注意ください。

**おわび** 二月十五日発行の「お悔み」の欄に海上清太郎さんとあるのは清造さんの違いでありました。謹んで訂正をお願いします。深くおわび申し上げます。